



# 埼玉県報

第 2 6 0 1 号  
平成 2 6 年 6 月 1 0 日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [薬事法施行細則の一部を改正する規則\(薬務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [行政書士の処分\(市町村課\)](#)
- [埼玉県総務事務システムWEB/APサーバ機器等賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [埼玉県総務事務システムデータ移行業務委託に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示\(がんセンター\)](#)
- [平成26年6月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 規則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

様式第七号中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第八百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あゆみ福祉会

三 代表者の氏名

新井 明彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市藤金六百八十五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業等を行い、心身に障害をもつ方に対し地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会  
（変更後）NPO法人カローレ

三 代表者の氏名

細田 勝実

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏四百七番地一

五 定款に記載された目的

この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、地域の人々と協力し、すべての子どもたちのため、また障がいのある人や高齢者等、援助や支援を必要とする人々のため、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本生活寮協会さつき寮

三 代表者の氏名

富田 淳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市妻沼千四百六十一番地四

五 定款に記載された目的

当法人は、知的障害者及び高齢者に対する生活寮、生活ホーム、グループホーム等の生活支援及び就労支援を行い、地域と社会の福祉サービスの増進に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百六十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

田上 希典

ロ 事務所の名称

たがみ行政書士事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号新所沢グリーンハイツ四一九

ニ 登録番号

第〇九一三〇八五三号

二 処分をした年月日

平成二十六年六月四日

三 処分の内容

二月間の業務の停止（平成二十六年六月十六日から同年八月十五日まで）

# 告 示

埼玉県告示第八百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県総務事務システムWEB / APサーバ機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年4月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 契約金額  
52,941,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当



# 告 示

埼玉県告示第八百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県総務事務システムデータ移行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年4月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 契約金額  
56,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

# 告示

埼玉県告示第八百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ安行店

埼玉県川口市安行北谷五百三十六番地の一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）店舗前駐車場 午前九時三十分（年間百日午前八時三十分）から

午後十時

第一駐車場 午前九時三十分（年間百日午前八時三十分）から午

後十時

第二駐車場 午前九時三十分（年間百日午前八時三十分）から午

後十時

（変更後）店舗前駐車場 午前八時三十分から午後十時

第一駐車場 午前八時三十分から午後十時

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

## 八 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十六年五月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）美徳商事株式会社賃貸店舗

埼玉県川越市大字石田字八ツ島町二百五十二番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 国道二五四号の中央線にポストコーンが設置できない場合、交通事故防止や交通機能補完の観点から、国道二五四号東松山市方面からの来客車両に対して「国道二五四号からの右折による入庫はご遠慮ください。」、出庫する車両に対して「国道二五四号への右折進入はご遠慮ください。」等の注意看板設置等について対策を講じること。
- ・ 騒音・振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、苦情が寄せられる場合には適切に対応すること。
- ・ 市内では小学生の放課後の自転車事故が増加傾向にあり、児童生徒の交通事故防止のために、交通整理員の配置や通学時間帯の業者による搬入の安全対策を講じること。

## 二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年七月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第八百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ イヤルbrook川越

埼玉県川越市の場八百三十一番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 県道川越日高線からの出入庫における交通安全対策、交通機能補完について対策を講じること。
- ・ 開店時間が県道の通勤ピーク時間と重なることから、交通事故及び渋滞対策として左折イン・左折アウトの案内看板設置等の対策を講じること。
- ・ 登下校時における児童生徒の安全確保に十分な配慮をし、児童生徒が放課後等に来店する際は、十分な交通安全対策を講じること。
- ・ 店舗及び駐車場の周辺に児童生徒の溜まり場になりやすい場所ができないよう、外灯の設置や、警備員を配置し、店舗内における犯罪防止対策を講じること。
- ・ 騒音・振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、苦情が寄せられる場合には適切に対応すること。

## 二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年七月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第八百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人 執行役員 亀井浩彦

（変更後）フロンティア不動産投資法人 執行役員 永田和一

## ハ 変更年月日

平成二十六年四月一日

## ニ 届出年月日

平成二十六年五月十二日

## 二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク熊谷銀座店

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百二十六番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年一月二十三日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千五百八十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年五月二十二日

二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百七十二号

平成二十六年埼玉県告示第三百四十八号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第八百七十二号

平成二十六年埼玉県告示第七十号で公示した公共測量（数値撮影、数値地形図データ作成、写真地図作成）は、平成二十六年三月二十六日終了した旨測量計画機関である農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十四号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田清司

株式会社フォーテック	有限会社埼京開発	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
大川浩	塩崎博			埼玉県さいたま市北区日進町三丁目七百三十八番地一
				埼玉県川口市芝下一丁目十番十三号一〇三

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年五月一日

指令川建セ第二五 〇九〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月五日

川建セ第二六 三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字本沢字加沼三三〇番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市元宿一丁目三番地八号 ドルフ元宿台一 五

原口 友昭

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年六月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指 定 番 号	一〇三号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年六月 六日
指 定 道 路 の 位 置	<p>埼玉県東松山市大字高坂九百六十四 一先から埼玉県 東松山市大字高坂九百七十一 一先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千三十三 四先から埼玉県東 松山市大字高坂千三十四 六先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百七十 二先から埼玉県東 松山市大字高坂千二百一 一先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千二十九 四先から埼玉県東 松山市大字高坂千二十九 十七先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂八百九十六 一先から埼玉県 東松山市大字高坂八百九十六 三先まで</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>八十・〇〇メートル</p> <p>二百十三・三三米 トル</p> <p>二百五十八・七八メ トル</p> <p>四十二・四二メートル</p> <p>三十八・〇〇メートル</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>二十・〇〇メートル</p> <p>十二・〇〇メートル</p> <p>十二・〇〇メートル</p> <p>十二・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県病院事業告示第十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇



- 1 購入等件名及び数量  
医療情報システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番17号
- 5 契約金額  
172,380,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県選管告示第三十九号

平成二十六年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年六月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、〇〇八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三七、五四七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、三九四人

南第二区

一四三、六一三人

南第三区

二三、三九〇人

南第四区

三八、四五八人

南第五区

三〇、七六八人

南第六区

四二、九四九人

南第七区

二六、二八九人

南第八区

二五、四四三人

南第九区	四〇、五四八人
南第十区	四七、二八六人
南第十一区	三〇、六二二人
南第十二区	三〇、三六二人
南第十三区	六一、六七三人
南第十四区	三一、九九三人
南第十五区	一九、〇七九人
南第十六区	三〇、四六二人
南第十七区	一九、六八一人
南第十八区	四三、七二〇人
南第十九区	一九、四五一人
南第二十区	三三、四七八人
南第二十一区	三五、一〇一人
南第二十二区	二一、〇四七人
西第一区	九三、七三四人
西第二区	四〇、七三七人
西第三区	二二、五〇四人
西第四区	四二、七三三人
西第五区	一五、八二三人
西第六区	二九、二六六人
西第七区	二三、八一〇人
西第八区	九四、二〇八人
西第九区	一五、六〇八人
西第十区	一三、三八四人
西第十一区	二七、二一九人
西第十二区	一八、九七四人
西第十三区	一一、七五七人
西第十四区	二四、三六七人
西第十五区	二六、七六二人
北第一区	一八、二五九人
北第二区	一二、〇六一人
北第三区	一五、二五四人
北第四区	二一、三九二人
北第五区	四九、〇二四人

北第六区  
東第一区  
東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

五五、〇五〇人  
二三、三一人  
一五、一九六人  
一八、七五九人  
一五、一一八人  
一九、二五三人  
一七、四八七人  
二九、〇〇五人  
五五、二六七人  
八九、二一人  
二二、四九四人  
三六、七六五人  
一七、七〇五人  
一四、九〇一人  
三一、三五四人  
一七、九七一人

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年四月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
ムサン油脂株式会社 埼玉県日高市	H26.4.16 埼玉県日高市	脱脂糠	脱脂糠	26.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 埼玉県草加市	H26.4.17 三幾飼料工業株式会社草加工場 埼玉県草加市	魚粉	60%フィッシュミール	26.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社岡安商店 埼玉県越谷市	H26.4.22 埼玉県越谷市	脱脂糠	脱脂糠	26.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要												違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	加ソム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他の検査		
ムサン油脂株式会社 埼玉県日高市	H26.4.16 ムサン油脂(株) 埼玉県日高市	脱脂糠	26.4														-
				19.1	1.1	0.06	2.12	8.5	12.1								
三幾飼料工業株式会社 埼玉県草加市	H26.4.17 三幾飼料工業(株) 草加工場 埼玉県草加市	60%フィッシュミール	26.4	60.0以上	12.0以下					23.0以下							-
				67.1	8.0	3.03	2.92	0.0	20.0								
株式会社岡安商店 埼玉県越谷市	H26.4.22 (株)岡安商店 埼玉県越谷市	脱脂糠	26.4														-
				17.9	1.9	0.08	1.91	7.1	10.5								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年 4月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	主成分 - TN、TP、TK				
	株式会社岡安商店	2.0抽出米ぬか油かす粉末	主成分 - TN、TP、TK				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量